

■日米安全保障条約

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくすることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び安全を維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

【参考】

日米防衛相共同記者会見(平成29年2月4日)

(パナインス国防長官) 私からは、はっきりと我々の尖閣諸島に関する、長きに渡る政策は堅持すること、アメリカは、尖閣は日本の施政下であり、日米安保条約の第5条が適用されると申し上げました。

外務省ウエブサイト「尖閣諸島に関するQ&A」

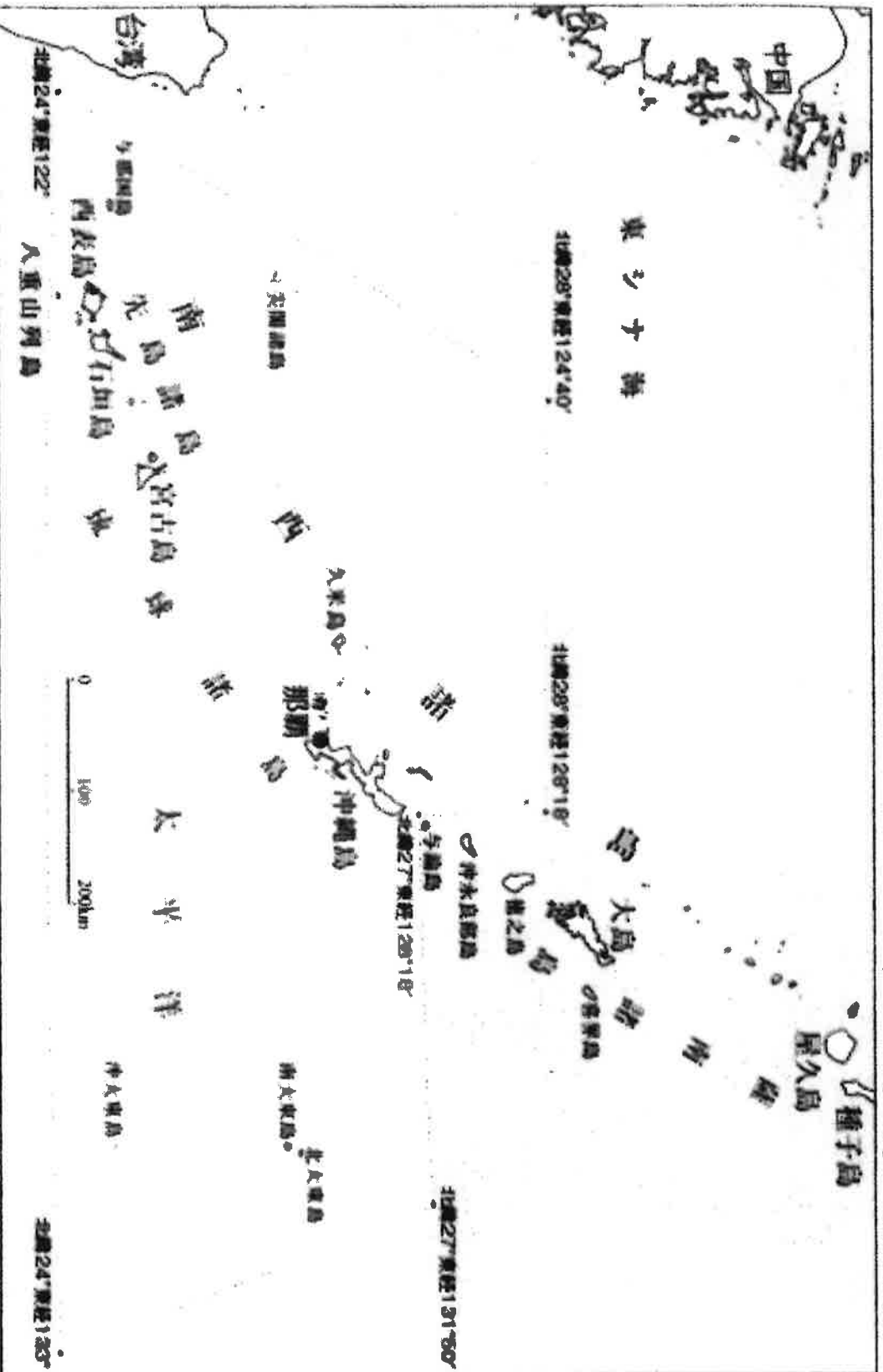
第二次世界大戦後、尖閣諸島はサンフランシスコ平和条約第3条によって、南西諸島の一部として、米国の施政権下に置かれたため、その後1972年5月15日に尖閣諸島を含む沖縄の施政権が日本に返還されるまでは、日本が尖閣諸島に対して直接支配を及ぼすことはできませんでした。しかし、その間においても、尖閣諸島が日本の領土であって、サンフランシスコ平和条約によって米国の施政権の行使を認められていたことを除いては、いかなる外国もこれに対して権利を有しないという同諸島の法的地位は、琉球列島米国民政府及び琉球政府による有効な支配を通じて確保されていた。

さらに、尖閣諸島を含む沖縄の施政権が日本に返還された後について、幾つかの例を挙げれば以下のとおりです。

- (1) 警備・取締りの実施 (例：領海内で違法操業を行う外国漁船の取締り)。
- (2) 土地所有者による固定資産税の納付 (民有地である久場島)。
- (3) 国有地としての管理 (国有地である大正島、魚釣島等)。
- (4) 久場島及び大正島について、1972年以来、日米地位協定に基づき「日本国」における施設・区域として我が国から米国に提供。
- (5) 政府及び沖縄県による調査等 (例：沖縄開発庁による利用開発調査(仮設ヘリポートの設置等)(1979年)、沖縄県による漁場調査(1981年)、環境庁によるアホウドリ航空調査の委託(1994年))。

沖繩返還協定

(1971年6月17日 編印)



(出所): 寺島実郎『大中華圖』(NHK出版)

(参考) 尖閣諸島、竹島、北方領土の置かれている状況の比較

	尖閣諸島	竹島	北方領土
面積	約5.6km ²	約0.2km ²	約5,036km ²
行政区分	沖縄県石垣市	島根県隠岐の島町	北海道根室振興局管内
支配状況	日本が有効に支配	韓国が占拠	ロシアが占拠
領土問題の認識	【日本】存在しない 【中国、台湾】存在する	【日本】存在する 【韓国】存在しない	【日本】存在する 【ロシア】存在する
日本の立場	日本固有の領土であり、他国との間に解決すべき領土問題はそもそも存在しない。	日本固有の領土であり、韓国による不法占拠が続いている。韓国は外交交渉や司法的解決に応ずるべき。	日本固有の領土であり、ロシアによる不法占拠が続いている。北方四島の帰属の問題を解決して、ロシアと平和条約を締結する。
領有権を主張する相手国・地域の立場	【中国、台湾】中国(台湾)の領土の一部であり、日本による領有は認められない。日本は領土問題の存在を認めるべき。	【韓国】韓国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在せず、外交交渉や司法的解決の対象にはなり得ない。	【ロシア】ロシア(旧ソ連)による領有は第二次世界大戦の結果によるものだが、外交交渉には応ずる。
米国の対応	領有権の問題で特定の立場は取らない。ただし、尖閣諸島は日本の施政下であり、日米安保条約の適用対象。	領有権の問題で特定の立場は取らない。竹島は日本の施政下になく、日米安保条約の適用対象外。	領有権について日本の立場を支持する。ただし、北方領土は日本の施政下になく、日米安保条約の適用対象外。
主な経緯	1895年 日本政府が尖閣諸島を沖縄県に編入 1945年 日本敗戦 1952年 日本主権回復、尖閣諸島を含む沖縄は米国の施政下に入る 1969年 周辺海域に油田のある可能性が判明 1971年 中国、台湾が尖閣諸島の領有権を主張 1972年 沖縄の一部として尖閣諸島の施政権が日本に返還 日中国交正常化 1992年 中国が「領海法」制定、尖閣諸島は中国領と明記 2010年 中国漁船衝突事件 2012年 日本政府が尖閣諸島の魚釣島等3島を取得・保有 中国公船の領海侵入が相次ぐ	1905年 日本政府が竹島を島根県に編入 1910年 日韓併合 1948年 「大韓民国」建国 1952年 韓国が竹島を取り込む形で李承晩ラインを設定 1954年 韓国が沿岸警備隊を竹島に派遣 1965年 日韓関係正常化 1981年 韓国が竹島にヘリポート建設(その後も接岸施設等建設) 1999年 竹島周辺に暫定水域を設定する新日韓漁業協定発効 2005年 島根県が「竹島の日」条例制定 2012年 李明博大統領が竹島に上陸	1855年 日露通好条約で択捉島とウルップ島の間を国境と定める 1941年 日ソ中立条約に調印 1945年 ソ連が対日参戦、北方四島を占領 1956年 日ソ共同宣言で平和条約締結後に齒舞・色丹を引き渡すと明記 1993年 東京宣言でロシアが日ソ共同宣言を引き継ぐことなどを確認 1997年 クラスノヤルスク合意で2000年までの平和条約締結が目標となる 2001年 イルクーツク声明で齒舞・色丹の返還と国後・択捉の協議を確認 2003年 日露行動計画を策定 2010年 メドベージェフ大統領が国後島に上陸 2016年 日露首脳会談において四島の共同経済活動のための特別な制度に関する協議開始で合意

(注) 上記のとおり、日本政府として、他国との間に領土問題が存在するとしているのは、竹島と北方領土である。

出典： 「立法と調査」 No.342 2013年7月号

平成29年4月6日 外交防衛委員会 民進党・新緑風会 藤田幸久 藤田幸久事務所作成資料

③

行政府の長である首相はどんな一日を過ごしているのか。分単位のスケジュールで面会する相手を見る。政府が重点を置く政権運営や首相の人間関係が浮かぶ。日本経済新聞の政治面に掲載する「首相官邸」欄をもとに採計したデータから、再登壇後の安倍首相の4年間を見ていく。

面会数が最も多かったのは、インテリジェンス（機密情報）を担当する北村滋以副情報官だ。外交・安全保障に関する情報や選挙情報まで、内閣情報調査室が集める様々な情報を首相に報告する。1日に複数回、首相を訪れることも多く、首相の休暇中に山梨県の別荘まで会いに行くともある。第1次安倍政権で首相秘書官を務め、苦しかった時期に首相を支えたメンバーの一人でもある。

「2A+S」が中核 首相動静は「総務記者」と呼ばれる記者が首相官邸の出入り口付近で面会したかを記録する。北村氏は総務記者から「首相に会うか」との質問には「はい」と答えるものの、それ以外は一切答えない。

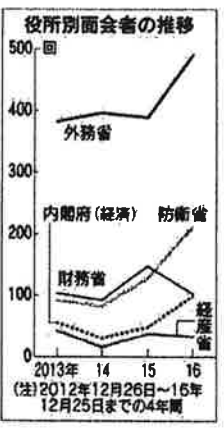
2位は森本昭隆前外務次官。首相の父・安倍晋太郎氏が外相時代に英語通訳を務め、首相との関係は長い。外務省の事務方トップが頻りに首相に報告を入れ、首相から指示をもらって省内に伝える。安倍政権は首相が外務省を重視していることを示す。外国との交渉で首脳外交の重要性が増しており、外交口は首相の指針がないと動けない場面が増えている。

安倍さんの1日解剖

「首相官邸」欄から見る政権4年



面会、外務・防衛省で増



政権時に外務次官を務め、首相の外交ブレーンとも称される。米國やロシア、中國では国家安全保障保障会議（NSC）など首脳に直結する組織が力を持つので、谷内氏がそのカウంటerpार्टになる。首脳外交の舞台裏を回す黒子だ。北村氏が谷内氏に外務防衛両省幹部を加えた会合も1カ月に約2回開かれる。自衛隊制服トップの河野克敏統合幕僚長もメンバー。安全保障政策の重要課題を話し合う枠組みだ。政治家では菅義偉官房長官が4位、麻生太郎副総理

財務相が5位に入った。菅氏は重要な取決の際に同席することが多い。麻生氏は財務省幹部と報告が入った後、ほとんどの場合一人残って首相と話す。官僚と一線の際は財政政策の相談。その後のサシでは、政局を巡る判断を話し合う場面もあるらしい。首相と麻生氏、菅氏に加えて竹内明・前経済財政・再生相の4人は頭文字を「3A+S」と呼ばれた。中核メンバー。竹内氏らは2016年1月に経財相に授受問題で辞任。いまでは「2A+S」が政権運営の

6位の世耕弘成経済産業相（前官房副長官）と8位の加藤勝信一徳総務相（前官房副長官）も衆院議員会合に出席する。

把握できぬ官邸内 総務記者の取材は首相官邸の出入り口付近に限られるため、官邸内部の人の面会は「首相官邸」欄に載らない場合もある。政府

安倍首相の面会トップ10の面々

1位 659回 北村滋以 内閣情報官 インテリジェンスのプロ。第1次内閣時代の首相秘書官	6位 278回 世耕弘成 経産相 官房副長官として部長の在職日数
3位 355回 谷内正太郎 国家安全保障局長 第1次内閣で外務次官	8位 239回 加藤勝信 一徳総務相 目玉政策を取りまとめる
4位 323回 菅義偉 官房長官 官房長官として部長の在職日数	7位 241回 竹内明 前経財政・再生相 アベノミクスの先導役
5位 299回 野田聖一 副総理・財務相 首相経験者として気脈を通じた盟友	9位 236回 杉山隆夫 外務次官 衆約畑の行動派
2位 514回 森本昭隆 前外務次官 首相の父、晋太郎氏が外相時代に英語通訳	10位 189回 海田文雄 外相 首相とは当選同期。ポスト安倍に意欲

(注)日本経済新聞の政治面に掲載している首相の1日の動静を記録した「首相官邸」欄を基に集計。2012年12月26日から17年1月27日まで。面会相手は記者が確認できた人が対象で、実際にはほかの人と面会していることもある

高田による「1、首相と官房長官、官房副長官、政務の首相秘書官による会合が毎日開かれている。官邸の中核メンバーが毎日顔を合わせることから基本政策の方向を確認し、おぼろげな発言を交換するのを防ぐ。特に一休感はない。菅氏も首相と政務室が同じ階なので、実際にはもっと頻りに会っているのだろう。

首相を訪れる「関係者」別で見ると外務、財務、防衛省の面会が4年間で別々に見られるようになった。北

会食は相手との関係を強めるいい機会になる。首相の利用頻度が高い飲食店と会食相手を調べた。最も多く会食をしているのは、ザ・キャピトルホテル東急にある「ORIGAMI」だ。第2次政権以降では40回利用した。会食相手は主に首相秘書官や官房長官など首相に近い人物が大半だ。気軽に食べたい時に利用しているようだ。

首相の好物メニューとされるのは「パーコー麺」。価格は税込込みで2730円だ。昨年12月には日本維新の会が法律政策顧問を務める橋下徹前大阪市長と会食を共に



秘書官と会食 パーコー麺で 経済人とは料亭多く

「福田家」では縁組連の今井敬名善会長と奥田碩名善会長と定期的な会食をする。芸界とはおしゃべりなレストランが回立つ。俳優の津川雅彦氏とは互いの誕生日を祝い合う関係で、イタリア料理店などほかの芸能人を交えて会食する。普段は縁組芸界の話を楽しんで聞いているという。津川氏との会食は長時間にわたることが多く、1月5日は3時間25分に及んだ。通常、夜の会食は2時間ほどで終わるが、友人や家族など親密な関係にある人との会食は長時間になる傾向がある。

首相の会食場所ランキング

順位	店名	回数	主な会食相手
1	ORIGAMI (ザ・キャピトルホテル東急内)	40	秘書官、官房長官、茂木自民党政調会長
2	赤坂飯店 (東京・赤坂)	13	地元山口県関係者、報道関係者
2	湖宮 (山梨・富士河口湖町)	13	家族、友人
4	水蔵 (ザ・キャピトルホテル東急内)	12	秘書官、北村内閣情報官
5	育樹川清水 (東京・南麻布)	11	富西J R東海名誉会長ら経済界
5	福田家 (東京・紀尾井町)	11	今井名善会長ら経団連関係者

に、この時はステーキを食べた。同ホテルは車の出口が複数あり、同席者が記者の目を見逃して出て行くというケースもある。経済界との会食は料亭が多い。南麻布の日本料理店「育樹川清水」で縁組に会食をするのは、J R東海の葛西敬之善会長や高千穂イルムホールディングスの古藤重隆会長をはじめとする「さくら会」と呼ばれる経済界のグループだ。第1次政権以前から首相を支え続けてきた。

朝鮮の核・ミサイル開発や中国による東・南沙海進山など安全保障環境は厳しくなった。安倍や危機管理を重視する姿勢の表れと言えそうだ。

歴代内閣と比べると「財務省はやや少なめ」（首相官邸）。経済産業省は面会数はそれほどでもないが、同省出身の今井尚哉首相秘書官（政務）を通じて影響力を發揮していると思われる。内閣府は「徳総務相や働き方改革などを主導し、存在感を高めている」。

日米・日豪・日英 ACSA の適用対象の比較

日米 ACSA	
第 2 条	共同訓練・多数国間訓練
第 3 条	国連平和維持活動（PKO）
	国際連携平和安全活動
	人道的な国際救援活動
	大規模な災害に係る活動（海外）
第 4 条	重要影響事態
第 5 条	武力攻撃事態等
	存立危機事態
第 6 条	国際平和支援法に基づく活動
	大規模災害への対処（国内）
	その他の目的 ※付表 2 に記載
付表 2 自衛隊法第 100 条の 6	・ 国際緊急援助活動
	・ 在外邦人等の保護措置・輸送
	・ 連絡調整等の日常的活動等
	（適用なし）
	・ 警護出動による施設及び区域の警護
	・ 海賊対処行動
	・ 弾道ミサイル等破壊措置に必要な行動
	・ 機雷等の除去及び処理
	・ 我が国の防衛に資する情報の収集

日豪 ACSA / 日英 ACSA	
第 1 条 1 a	共同訓練・多数国間訓練
第 1 条 1 b	国連平和維持活動（PKO）
	国際連携平和安全活動
	人道的な国際救援活動
	大規模災害への対処（海外）
第 1 条 1 b	大規模災害への対処（国内）
第 1 条 1 b	国際緊急援助活動
第 1 条 1 c	在外邦人等の保護措置・輸送
第 1 条 1 d	連絡調整等の日常的活動等
第 1 条 1 e	各国の法令で認められるその他の活動
	（適用なし）
	・ 海賊対処行動
	（適用なし）
	・ 機雷等の除去及び処理
	・ 我が国の防衛に資する情報の収集
	・ 重要影響事態
	・ 武力攻撃事態等
	・ 存立危機事態
	・ 国際平和支援法に基づく活動

（出所）調査室資料を元に藤田幸久事務所作成

国連南スーダン共和国ミジジョン(UNMISS)への物資協力について

○ 南スーダン共和国においては、昨年12月中旬より反政府勢力の攻勢により現地の治安情勢が急激に悪化。このような中、国連より、ジョングレイ州ポルに駐屯する韓国隊及び共に宿営地内に所在する避難民等の防護のための武器の使用に備え、不足している弾薬の譲渡要請あり。

不足している弾薬の型は我が国部隊が保有しているものと同型であり、現在UNMISSに展開している部隊の中で同型の在庫を有しているのは我が国部隊のみであるため、我が国からの無償譲渡を行わない場合、韓国隊の隊員及び避難民の生命・身体の防護に支障が生じると判断。

そのため、国連からの要請に基づき、必要な弾薬10,000発を国連に対し、無償で譲渡。

○ 本件は、韓国隊の隊員及び避難民の生命・身体を保護するために一刻を争う緊急事態であり、緊急の必要性・人道性が極めて高いことに鑑み、官房長官談話を発出することにより、武器輸出三原則等によることなく、国際平和協力法第25条に基づく「物資協力」の枠組みで譲渡を行ったもの。

※(韓国隊に本国から弾薬等が補充された後)、1月16日、提供していた弾薬10,000発がUNMISSより日本隊に返却。

○ 国連連合南スーダン共和国ミジジョン(UNMISS)に係る物資協力の実施について(時系列推移)

	日付		内容
	日本時間	現地時間	
12月19日	-	-	反政府勢力によるポル制圧
12月21日	-	-	ポルに向かっていた米軍機オスプレイ3機が攻撃を受け兵士4人が負傷
12月22日	4:45	22:45 (21日)	韓国隊隊長から第5次施設隊長に対して弾薬の提供要請あり
	7:40	1:40	UNMISS軍司令部から第5次施設隊長に対して同様の要請あり
	23:30	-	在京韓国大使館を通じ、韓国政府から外務省に同様の要請
	12:00	-	NSC四大臣会合(官房長官談話決定)
	-	-	NSC九大臣会合決定(持ち回り)
	12:20	-	閣議決定(持ち回り)
12月23日	13:45	7:45	ジュバにてUNMISSに対して譲渡
	22:35	16:35	UNMISSが輸送の上、ポルにて韓国隊に引き渡し
	23:15	-	官房長官談話公表
12月24日	-	-	南スーダン政府側がポル奪還作戦開始(以後、情勢膠着)
1月10日	-	-	韓国隊への増強物資等がポルに輸送。日本隊が譲渡した弾薬もポルからジュバに輸送された模様。
1月16日	16:40	10:40	提供した弾薬が日本隊に返却